

## 窓口での受付時間を延長します

【詳細】 行政監理室 ☎32-6169

窓口の混雑緩和と仕事などで日中窓口にこられない方のため、住所変更などの諸手続きができるように、各課窓口の受付時間を延長します

**実施期間** 3月31日(月)～4月4日(金)

**延長時間** 18時30分まで

**業務を行う窓口と主な内容** 内容によっては当日対応できない場合があります。詳細は各課へお問い合わせください

**住民課** ☎32-6294 (1階1～7番窓口)  
・戸籍、住所変更の届出、証明発行に関すること

**国保課** ☎32-6418 (1階9～12番窓口)  
・国保の加入、喪失、高額療養費、国民年金に関すること

●**総額表示義務の特例が設けられています**  
消費者向けの価格表示については、税込価格を表示(総額表示)することが義務付けられています。平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくても

●**消費税法改正等のお知らせ**  
消費税率(国・地方)の税率が平成26年4月1日から8%に引き上げられます。引き上げ分の消費税収(国・地方)はすべて社会保障の充実や安定化に使用されます。ご理解とご協力をお願いします。  
●**事業主の方へ**  
平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿などにおいて、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

●**臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金を支給します**  
消費税引き上げに伴い、所得の低い方への負担を考慮して、臨時福祉給付金が支給されます。また、平成26年1月分の児童手当受給者であって、児童手当の所得制限額に満たない方に、子育て世帯臨時特例給付金が支給されます(臨時福祉給付金の対象者および生活保護の被保護者を除く)。具体的な給付方法などは決まり次第、広報などでお知らせします。  
※現在、市民の皆様への連絡や給付は行なっておりませんので、給付を装った「振り込み詐欺」「個人情報詐取」にご注意ください。

●**消費税法改正等のお知らせ**  
よいとする特例が設けられました。詳しくは国税庁HPでご確認ください。  
詳細 苫小牧税務署 ☎(32)3165  
苫小牧道税務所 ☎(32)5178 市民税課 ☎(32)6253

●**消費税法改正等のお知らせ**  
中小企業・小規模事業者などが、消費税率の引上げによる価格への転嫁等の相談ができるように、情報受付窓口を設置します。  
**期間** 平成26年3月3日～平成29年3月31日  
**対象** 事業者、市民  
**事業者向け窓口** ●商業観光課(表町6丁目2番1号 駅前プラザegaog6階) ☎(32)6445 ●工業労政課 ☎(32)6432  
**市民向け窓口** 安全安心生活課(若草町3丁目3番8号 市民活動センター) ☎(32)6304  
受理した個別事案情報については、市から国へ通知いたします(調査・指導については、権限を有する国の担当機関で実施することになります)。  
詳細 商業観光課 ☎(32)6445

●**消費税法改正等のお知らせ**  
よいとする特例が設けられました。詳しくは国税庁HPでご確認ください。  
詳細 苫小牧税務署 ☎(32)3165  
苫小牧道税務所 ☎(32)5178 市民税課 ☎(32)6253

## 5 印鑑登録を申請するときは

●**本人が窓口に来られる場合**  
本人確認書類を持参できる方  
●1種類でよい本人確認書類⇨運転免許証、パスポートなど写真、割り印のある官公署発行の各種免許証・許可証  
●2種類必要な本人確認書類⇨健康保険証、公的年金手帳、公的年金証書、生活保護手帳、市内路線バス高齢者優待乗車証、生年月日が記載され写真が貼ってあり、割り印のある学生証・会員証・社員証など  
●**本人確認書類を持参できない方**  
●申請後に本人確認のために文書(回答書)を郵送します。この回答書を窓口へ提出します。この場合、登録には日数がかかります

1日の再提示を受け、市が北海道に申請し、承諾後発行 ④本人確認ができない場合や代理人申請、住所変更が伴う場合などは申請受理後、本人に照会書を郵送し、回答書の持参により交付手数料 500円

●**本人が窓口に来られない場合**  
代理人(本人が窓口に来られない理由を明記したもの)、登録する印鑑、代理人の印鑑および本人確認書類を持参し申請。申請後、本人あてに印鑑登録の意思確認の文書を送



●**本市で印鑑登録をしている方を保証人として登録できます。**この場合、保証人の署名と登録印の押印が必要です。  
●**本人が窓口に来られない場合**  
代理人が、委任状(本人が窓口に来られない理由を明記したもの)、登録する印鑑、代理人の印鑑および本人確認書類を持参し申請。申請後、本人あてに印鑑登録の意思確認の文書を送

付します。この文書と登録する印鑑、代理人の印鑑および本人確認書類を窓口へ提出してください。登録には日数がかかります。 ※委任状は住民課、勇払のぞみ出張所、各証明取扱所にあります  
登録できる方 15歳以上の方(成年被後見人を除く)  
登録場所 住民課、勇払のぞみ出張所  
登録手数料 300円